

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成27年8月20日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事件名

伏見水環境保全センター合流系最初沈殿池築造（その2）工事

(2) 工事場所

京都市伏見区横大路千両松町 地内

(3) 工事概要

ア 合流系最初沈殿池

鉄筋コンクリート造 8池 有効容量4,536立方メートル

（1池あたり容量567立方メートル、幅6.0メートル、長さ27.0メートル、水深3.5メートル）

イ 高速ろ過施設

鉄筋コンクリート造 8池 有効容量 560立方メートル

（1池あたり容量70立方メートル、幅4.5メートル、長さ5.0メートル、水深3.1メートル）

(4) 工期

契約の日から平成29年3月30日まで

(5) 支払条件

ア 前金払

請負代金の4割を超えない範囲内（中間前払金については2割を超えない範囲内）の額を支払う。ただし、契約時に部分払を選択した場合は、中間前払金を請求することはできないこととする。

イ 部分払

出来形部分に相応する部分払は必要に応じて行う。ただし、契約時に中間前払金を選択した場合は、部分払を請求することはできないこととする。

(6) 工事実施方法

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式

2 参加資格に関する事項

本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日（(1)、(2)ア及び(2)イにあっては、提出の日から参加資格の確認の日までの間、(2)ウにあっては競争入札参加資格確認の日）において、次に掲げる全ての条件を満たす者

(1) 京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。

(2) 以下のいずれにも該当しないこと。

ア 京都市上下水道局が実施した当該種目における一般競争入札（共同企業体による入札を含む。以下同じ。）において、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されている場合。

イ 京都市上下水道局が実施中の落札決定に至っていない同種目の他の入札（共同企業体による入札を含む。以下同じ。）で低入札価格調査の対象となる応札を行っている場合。ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届を提出した場合（本件入札の開札の直前の開庁日の午後5時までに提出した場合に限る。）又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

(3) 共同企業体として、3に定める条件を全て満たしていること。

(4) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の全てに加入していること。ただし、法令の規定により適用を除外されている場合はこの限りでない。

3 共同企業体に関する事項

(1) 共同企業体の構成員の資格条件

ア 代表者となる構成員は、直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日の翌日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。）（以下「評定値通知書」という。）における「土木一式工事」の種目の総合評定値が1,000点以上であり、本市の区域内に主たる事業所（本社等）があること。

イ 代表者以外の構成員の2者は、いずれも評定値通知書の「土木一式工事」の種目の総合評定値が950点以上であり、本市の区域内に主たる事業所（本社等）があること。

ウ 共同企業体の各構成員にあつては、建設業法に定めるところにより、本件工事の施工に必要な監理技術者を配置できること。申請時においては、各構成員2名の技術者を配置予定技術者として申請することができるものとする。この場合、技術者ごとに技術者配置予定調書を作成して提出すること。開札後に落札者となった場合には、直ちに、実際に本件工事に配置する技術者を特定し、用度課に書面（様式任意）で報告すること（FAX可）。また、当該技術者が次の条件を全て満たしていること。

- (ア) 常勤の自社社員であり、かつ入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。
- (イ) 入札参加資格確認申請日において他の工事に技術者又は現場代理人として配置していないこと。
- (ウ) 契約工期において専任で配置が可能な者であること。
- (エ) (イ)及び(ウ)について、工事实績情報システム（コリンズ）で確認できること。
- (オ) 監理技術者講習を受講し、監理技術者講習修了証の発行を受けていること。

なお、入札参加資格確認申請書の提出後、配置予定技術者を変更することは認められない。また、落札した場合において、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者を配置すること及び履行の途中における技術者の変更は、原則、認められないものとする。

(2) 共同企業体における構成員の重複の禁止

共同企業体の構成員は、この工事に係る2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(3) 共同企業体における結成方法

結成方法は、自主結成とする。

(4) 共同企業体における出資比率

代表者となる構成員の出資比率は、構成員中最大であることとする。

なお、出資比率の下限は、20パーセントとする。

(5) その他

共同企業体の入札参加の申出は、6(2)アの一般競争入札参加資格確認申請書の提出により行うものとする。

4 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、別の共同企業体の構成員と、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの二者しか参加できないものとする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

5 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付

(1) 問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

（電話 075-672-7728, FAX 075-682-0286）

ホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-4-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 交付期間

この公告の日から平成27年9月2日（水）午後5時まで

(3) 交付方法

(1)の用度課のホームページに入札公告と併せて入札参加資格確認申請書等を掲示するので、用度課のホームページから当該申請書等をダウンロードのうえ、A4判の帳票として印刷し使用すること。

6 入札方式及び競争入札の参加資格の確認手続

(1) 入札方式

ア 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

イ 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する。その際に、積算内訳書を添付すること。

(2) 参加資格の確認の申請

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を添付のうえ、京都市電子入札システムへ送信し、入札参加資格について審査を受けること。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

ウ 3(1)ウに掲げる条件に関する書類等

エ 特定建設工事共同企業体協定書（甲）（原本4部）

なお、特定建設工事共同企業体協定書（甲）（以下「協定書」という。）については、国土交通省が示す様式にて作成し、5(1)の場所に原本4部を持参すること。

協定書は、原本4部を確認のうえ、3部を返却する。

(3) 申請書類の提出期間

この公告の日から平成27年9月2日（水）までの午前9時から午後5時まで

(4) 参加資格の確認の通知並びに工事の設計書及び図面等について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、平成27年9月8日（火）

に、確認結果を電子メールで送信するので、京都市電子入札システムにより確認すること。

工事の設計書及び図面については、この公告の日から平成27年9月16日（水）までに株式会社平安光業（京都市中京区間之町通御池上る高田町503 花柳ビル1階 電話075-231-1177）において購入すること（購入時間は、午前9時から午後5時までとする。）。ただし、本件入札の設計図書の全部又は一部については、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用し、ダウンロードして入手することもできる。この場合、ダウンロードして入手した部分については、購入をしないこともできる。

公告の日から平成27年9月16日（水）までの期間に設計書及び図面（京都電子入札システムによりダウンロードして入手した部分を除く。）の購入をされなかった場合、積算不能として本件入札に参加することができないものとする。

なお、入手した設計図書等は、本件入札の積算及び落札した場合の契約履行にのみ利用することとし、それ以外の目的に利用することを禁止する。

(5) 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問がある場合には、「設計図書に関する質問書」（様式指定）を電子メール（メールアドレス s.yodo@suido.city.kyoto.jp）により下記の提出期限までに提出すること。ただし、やむを得ない場合に限り、持参又はFAXでの質問を受け付ける。口頭での質問は受け付けないが、申請書その他入札手続等の事務的な事項に関する質問についてはこの限りでない。

ア 提出期限

平成27年9月18日（金）午後5時まで

イ 回答の公表期間

平成27年9月30日（水）から入札期間の最終日まで（ただし、特に必要があると認められる場合は、所定の日前に公表することがある。）

ウ 回答方法

イの期間内において、用度課のホームページに入札施行予定と併せて掲示する。
なお、質問がなかった場合においても、その旨掲示する。

エ 注意事項

以下のいずれかに該当する場合は、回答すべき質問として取り扱わないこととす

る。

(7) 質問の締切を過ぎてから用度課に到達したもの

(i) 指定した様式を用いていないもの

(ii) 質問内容が具体的でないものその他質問内容が特定できないもの

(iii) 契約書に規定する設計図書に位置づけられない参考数量を記載した図書に関するもの

(iv) 質問内容が読み取れないもの

(v) 当該入札に直接関係のないもの

(vi) 前各号に掲げるもののほか、大量又は繰り返し電子メール、FAXを送信し正常な公務執行を妨げるなど、適正な質問として取り扱わないことが適当であるもの

(6) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、管理者に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、平成27年9月10日（木）までに、5(1)の場所に提出すること。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成27年9月14日（月）までに、当該説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(7) 参加資格の確認の取消し

本件参加資格があると認めた者が、落札決定までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

ア 京都市上下水道局契約規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 2及び3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

ウ 要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

エ 京都市上下水道局が実施した当該種目における一般競争入札において、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されたとき。

オ 京都市上下水道局が実施中の落札決定に至っていない同種目の他の入札で低入札価格調査の対象となる応札を行ったとき。ただし、低入札調査基準価格を事前公

表しない案件において、調査辞退届を提出した場合（本件入札の開札日の直前の開
序日の午後5時までに提出した場合に限る。）又は失格基準を下回る価格で応札し
失格となった場合を除く。

カ その他管理者が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

(8) 入札の辞退について

入札参加資格確認申請書の提出後において、入札に参加できない事情が発生した場
合等、入札書の提出前に限り辞退することができる。ただし、事前に辞退の理由を記
した入札辞退書を提出したうえで、電子入札システムにおいても辞退申請を行うこと。

7 予定価格及び最低制限価格の公表

予定価格及び最低制限価格については、落札者を決定した日に公表する。

8 入札期間及び開札日時

(1) 入札期間

平成27年10月5日（月）、6日（火）及び7日（水）の午前9時から午後5時
まで

(2) 開札日時

平成27年10月8日（木）午前9時から開札し、落札者を決定する。
なお、落札者に対しては、落札を決定した日に、電話により通知する。

(3) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定後、5(1)の場所で閲覧に供し、併せて用度課のホームペー
ジにおいて公表する。

(4) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを 問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額にて入札すること。

9 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が二
者以上あるときは、開札時に抽選により順位を決定する。

(2) 複数の入札がある場合の落札決定の順序

本件入札以外に、開札後、落札決定に至らない同一等級対象の入札がある場合は、
次のアからエまでの方法により、落札決定を行う。この場合、適用する方法の優先順

位は、ア、イ、ウ、エの順序とする。

ア 落札決定を行えるようになった日が早い入札から順に落札決定を行う。

イ 開札日時が早い入札から順に落札決定を行う。

ウ 落札候補者の入札金額が高い入札から順に落札決定を行う。

エ 用度課が入札案件ごとに付す契約番号が小さい入札から順に落札決定を行う。

10 再度入札に関する事項

(1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けている場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上）の価格の入札がないときは、再度入札を行う。ただし、(4)により、再度入札に参加できる者がいないときは、再度入札を行わない。

(2) 再度入札を行う場合は、電子入札システムにより入札参加者（(4)のいずれかに該当する者は除く。）に次の事項を通知する（端末機利用者については、電話連絡のうえ、FAX又は電子メールにより通知する。）。

ア 再度入札を行う旨

イ 再度入札の入札期間

ウ 再度入札の開札予定日時

エ 当初入札における、予定価格を上回る入札金額のうち、予定価格に最も近い入札金額

(3) 再度入札は1回限りとする。

(4) 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

ア 当初入札に参加しなかった者

イ 当初入札において無効の入札を行った者

ウ 当初入札において最低制限価格を下回る金額で入札を行った者

(5) (2)の通知を確認しなかったことにより入札参加者が被った損失については、本市は一切の責めを負わない。

(6) 再度入札は、京都市電子入札システムにより行う。ただし、端末機利用者については、再度入札書（別途様式を指定する。）により紙入札を行うものとする。

(7) 再度入札においては、入札金額に対応する積算内訳書の提出を不要とする。

再度入札により落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあつては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の

翌開庁日から用度課のホームページにおいて公表し、併せて5(1)の場所で閲覧に供する。

11 入札の無効

京都市上下水道局契約規程第12条各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認められた者が行った入札は、無効とする。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

納付。保証金額は契約金額の1割以上とする。ただし、有価証券等の提供又は銀行等による相応の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

13 その他

(1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けないものではない。

(2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 積算内訳書の提出

ア 入札参加者は、入札データを送信する際、入札金額に対応する積算内訳書を添付し、電子入札システムに到達させること。

イ 積算内訳書には、工事名及び工事場所、開札日、共同企業体名、共同企業体の代表者の商号又は名称、その代表者役職及び代表者氏名を記載すること（入札者が端末機利用者の場合には、併せて登録印を押印すること。）。

ウ 積算内訳書については、少なくとも項目、単価、数量及び金額を記載するものとする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 本公告に関する問合せ先 5(1)の問合せ先に同じ。

(6) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外のもの（以下「非落札者」という。）とが、次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する

建設工事を請け負わせること。

イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

(7) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、契約の締結時に同条例施行規則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額が1,500,000円未満である場合を除く。

なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。

(8) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。また、工事に係る資材、原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。

（上下水道局総務部用度課）